

議案第 51 号

斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を 改正する条例

【議案提出担当課：子育て支援課】

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 82 号）の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部が改正されたことから、この改正内容に準じて、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

（1）健康診断にかかる規定の見直し（第 17 条の改正規定）

家庭的保育事業等の利用乳幼児に対する健康診断を行わないことができる要件について、母子保健法に基づく健康診査を加えます。

（2）引用法令の改正に伴う文言の整理（第 12 条の改正規定）

児童福祉法を引用する条項について整理を行います。

2. 施行期日

公布の日から施行します。